

奨学寄附金取扱細則

(令和 8 年 4 月 1 日施行)

和泉大学

和泉大学 奨学寄附金取扱細則

〔平成 28 年 5 月 26 日〕
学 長 裁 定

（目的）

第 1 条 学校法人河崎学園寄附金等取扱規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、和泉大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金に関する取扱細則を定める。

（原則）

第 2 条 「奨学寄付金」とは、本学の学術研究の振興及び研究助成を目的として、民間企業等の諸機関及び篤志家等の個人（以下「寄附者」という。）から研究内容及び研究者を指定して寄附される金銭をいう。

（受入れ）

第 3 条 寄附者は、所定の寄附申込書を理事長に提出するものとする。
2 奨学寄附金の受入れについて理事長の承認があったときは、直ちにその旨を寄附者及び研究責任者に通知するものとする。
3 寄附者から寄附された奨学寄附金は、特別寄附金収入として受け入れられる。

（入金のお知らせ）

第 4 条 寄附者からの入金を確認したときは、寄附者に受領書及び「特定公益増進法人証明書（写）」を交付する。

（配分）

第 5 条 奨学寄附金は、指定された当該研究者に配分を行う。
2 指定された研究内容が個人に限定できない場合には、学長がこれを決定し、研究責任者に配分する。
3 奨学寄附金の総額の 10%を管理経費として徴収するものとし、その金額が 30 万円を超える場合には、30 万円とする。ただし、理事長が特に認めた場合においては、この限りでない。

(奨学寄附金計画書)

第6条 奨学寄附金を配分された研究担当者は、2週間以内に支出計画を含めた所定の奨学寄附金計画書を理事長に提出しなければならない。

(支出)

第7条 奨学寄附金は、研究責任者がその研究目標達成のため、必要かつ適正な経費に使用しなければならない。

(会計処理)

第8条 奨学寄附金の支払いについては、「和泉大学個人研究費等に関する取扱規程」第4条第1項の規定を準用する。

2 研究旅費については、原則として「職員旅費規程」に準じる額とし、給与、報酬等の個人の役務の対価として支出する場合には、経理係を経由して処理するものとする。

(寄附金の実績報告書)

第9条 研究責任者は、毎会計年度末に寄附金についての実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。なお、関係出版物等がある場合には、一部を併せて提出することとする。

(現物寄附)

第10条 現物寄附については本細則に準ずる。

(公募の研究助成金)

第11条 研究助成団体等が公募する研究助成金の採択があった場合には、当該助成金の受入れは奨学寄附金として大学経理を経由するものとする。

ただし、この場合の管理経費は当該研究助成団体等の規定に準じるものとする。

(所管部署)

第12条 奨学寄附金に関する事務は経理係が所管する。

附 則

この細則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。